

福島県子ども・子育て支援事業支援計画に係る代用計画の策定について

令和8年2月12日
子育て支援課

1 福島県子ども・子育て支援事業支援計画について

県では、質の高い教育・保育が適切に提供されるための取組等が記載された市町村子ども・子育て支援事業計画（市町村が教育・保育の提供体制等を確保するための事業計画。以下、「市町村計画」という。）の推進を支援するため、子ども・子育て支援新制度が開始された平成27年度から、子ども・子育て支援法に基づき、福島県子ども・子育て支援事業支援計画（以下、「県計画」という。）を策定しています。

令和7年度からは、こども政策を総合的に推進していくため、県計画は「福島県こどもまんなかプラン」に統合され、「福島県こどもまんなかプラン」の別冊として位置付けています。

2 法改正に伴う県計画の変更（代用計画の策定）について

児童福祉法及び子ども・子育て支援法の改正に伴い、令和8年度から乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）が全市町村において本格実施されるとともに、満三歳以上限定小規模保育事業も開始されることとなりました。

また、子ども・子育て支援法により、令和8年度から都道府県子ども・子育て支援事業支援計画における必須記載事項として、乳児等通園支援事業に係る内容が設けられたほか、満三歳以上限定小規模保育事業については、教育・保育の利用ニーズの変化がある場合等は、都道府県子ども・子育て支援事業支援計画を変更することとなりました。

県計画へ乳児等通園支援事業及び満三歳以上限定小規模保育事業に関する内容を反映するため、国通知に基づき、代用計画（県計画本体を改正するのではなく、別添として新たに県計画に追加する形式の計画）の策定で対応する予定です。

3 今後の予定について

市町村計画の策定については、市町村子ども子育て会議へ諮問する必要があり、時間を要する市町村があることから、市町村計画をもとに策定する県計画（案）の策定は、2月下旬頃になる見込みであるため、今回の会議ではなく次回の会議（第3回：書面開催）で諮る予定です。

- ①3月上旬：資料を各委員へ送付
- ②3月中旬～下旬：意見の聴取（書面にて子育て支援課へ返送）
- ③3月下旬：意見を考慮した代用計画を議長及び意見があった委員に確認していただきた上で、完成版とする。

